

せいかつほご
生活保護のしおり



きのかわしふくしじむしょ
紀の川市福祉事務所

生活保護について

1. はじめに

日本国憲法第25条には「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」とうたわれており、生活保護はどんなときでも、生活に困っている人が「健康で文化的な最低限度の生活」ができるよう憲法や生活保護法で定められた国の制度です。

また、この制度は、単に最低限度の生活を保障するということだけでなく、将来的には自分の力で生活できるように積極的な自立を支援することを目的としています。

2. 生活保護を受けるためには

生活保護は、次のような資産・能力・扶養その他の制度など、利用できるものはすべて活用することが必要となります。

- ① 働ける人は、能力に応じて働いてください。
- ② 世帯の資産で活用できるものは、暮らしのために活用してください。
(例えば、預貯金、自家用車、貴金属、生命保険解約返戻金など。)
- ③ 扶養義務者(親子、兄弟姉妹など)から、援助を受けるよう努力をしてください。ただし、扶養義務者の扶養義務は、「その扶養義務者の可能な範囲での援助を行うことができるのか」を問うもので、援助可能な扶養義務者がいるだけで生活保護を受給できないものではありません。
- ④ 他の法律で援助が受けられるものがあれば、すべて受けてください。
(例えば、各種年金、健康保険、雇用保険、労災保険、児童扶養手当など。)
- ⑤ その他、暮らしに役立つものがあれば、すすんで活用してください。

3. 生活保護を利用(受給)するには

① 生活保護の相談と申請

生活保護について聞きたい場合は、まず市役所の福祉事務所または支所に相談してください。相談後、保護申請意思がありますと、申請書を提出していただきます。なお申請書と一緒に調査に必要な書類(収入申告書・資産申告書・同意書・預金通帳など)を提出していただきます。

② 調 査

申請手続きが済むと福祉事務所のケースワーカーが、あなたの世帯を訪問して、生活保護の決定に必要な調査を行います。

この時に、保護申請に至った経緯、家族構成、生活歴、扶養義務者世帯の収入、資産状況などを伺いますので、ありのままをお答えください。(他人に情報が漏れることはありません)

申請時にご記入いただいたマイナンバーについては、各種手続きの際に住民が行政機関等に提出する書類(住民票、課税証明書等)を省略可能とするため、マイナンバー法に基づき、異なる行政機関等の間で専用のネットワークシステムを用いた個人情報のやり取りを行うために活用します。

③ 生活保護の要否の判定

世帯の生活保護の決定に必要な調査が終わりますと、保護を受ける資格が有るか無いか、どのような保護を必要とするかなど、保護の要否を検討します。(申請後、決定までに14日以内、調査に時間を要した時は30日程度かかります。)

保護の要否は、厚生労働大臣が定めた基準によって、保護を受けようとする世帯の最低生活費を計算し、これとその世帯の収入との対比によって決まります。



さいていせいかつひ
最低生活費とは

さい てい せい かつ ひ 最 低 生 活 費	
しゅうにゆう 収 入	しきゅう ほ ご ひ 支給される保護費
しゅう にゅう 収 入	

くに さだ きじゆん
国が定める基準

さいていせいかつひ したまわ せいかつ ほ ご りよう
最低生活費を下回るため生活保護が利用できる。

さいていせいかつひ うわまわ りよう
最低生活費を上回るため利用できない。

せいかつ ほ ご せたい おな いえ す せいけい いつ もの あつ
なお、生活保護でいう「世帯」とは、同じ家に住み生計を一にしている者の集
りをいいますが、でかせぎしゃ にゅういんかんじゃ ほ ご う せたい
といった もの どういつせたい と あつか
一体にある者も同一世帯として取り扱います。

ほ ご けっていご
4. 保護の決定後

け ん り ほしょう
① 権利として保障されること

I ただ りゆう すで き ほ ご ふり
正しい理由がなければ、既に決められた保護はあなたに不利になるような
へんこう
変更はされません。

II ほ ご ひ う かね ぜいきん さ お
保護費として受けたお金は税金をかけられたり、差し押さえられたりすること
はありません。

III ほごじゅきゆうちゆう ほうそうじゅしんりよう めんじょ
保護受給中は、NHKの放送受信料が免除されます。

しんせいてつづき ひつよう
(申請手続が必要)

IV すで しきゅう ほ ご きんぴんまた ほ ご う け ん り さ お
既に支給された保護金品又は保護を受ける権利を差し押さえられることはあ
りません。

ぎ む まも
② 義務として守ってもらうこと

I せいかつじよう どりよく
生活上の努力をすること

じ ぶ ん のうりよく おう はたら まいにち ししゅつ けいかくてき く
自分の能力に応じて働き、毎日の支出について、計画的な暮らしを
ころ
するよう心がけること。

じどうしゃ しょう げんそく
Ⅱ 自動車の所有は原則できません

せいかつほごじゅきゅうちゅう ふくしじむしょ みと ばあい のぞ じどうしゃ い か
生活保護受給中は、福祉事務所が認めた場合を除き、自動車(125cc以下の
にりんおよ げんどうきつ じてんしゃ のぞ うんてん しょう およ しょう
二輪及び原動機付き自転車を除く)の運転(使用)及び所有はできません。

とど で
Ⅲ 届け出なければならないこと

つぎ ふくしじむしょしゃかいふくしかせいかつほごはん とど で
次のようなときは、すみやかに、福祉事務所社会福祉課生活保護班に届け出
てください。

しゅうにゅう じょうきょう か
i 収入の状況が変わったとき

きゅうりょう ちんざん てあて おんきゅう ねんきん ふじりょう しおく た しゅうにゅう でかせ
給料、賃金、手当、恩給、年金、扶助料、仕送りその他の収入、出稼ぎ、
てんしよくとう しゅうにゅう か
転職等のため収入が変わったとき。

ししゅつ じょうきょう か
ii 支出の状況が変わったとき

やちん しゃくちりょう こさくりょう た ししゅつ
家賃、借地料、小作料、その他の支出。

げんざい す いえ か
iii 現在住んでいる家を変えようとするとき。

かぞく いどう
iv 家族に異動があるとき

しゅっせい にんしん しほう こんいん てんにゅう てんしゅつ しせつ はい
出生(妊娠)、死亡、婚姻、転入、転出、施設に入るとき。

びょうき いし
v 病気やけがなどで医師にかかろうとするとき (8参照)

ほごかいしご こくみんけんこうほけん つか ほけんしょう ちか
(保護開始後、国民健康保険は使えなくなりますから、保険証はすぐにお近く
の支所・福祉事務所へ返してください。)

ほごかいしじ ふくしじむしょ ほゆう みと せいめいほけん にゅういんきゅうふきん
vi 保護開始時に福祉事務所が保有を認めた生命保険で、入院給付金な
どを受領したとき。



ほご う けんり た ひと ゆず わた
Ⅳ 保護を受ける権利を他の人に譲り渡すことはできません。

しどう しじ
③ 指導、指示について

ふくしじむしょ おこな しどう しじ したが したが
福祉事務所の 行う指導や、指示に従ってください。従ってもらえない
ばあい ほご へんこう ていし はいし そち
場合には、保護の変更、停止または廃止などの措置がとられます。

④ 保護費の返還について

つぎ ばあい か こ せい かつ ほ ご よう ひ よう へんかん
次のような場合は、過去の生活保護に要した費用をあとで返還していただくこととなります。

I 届出義務を怠って、収入申告をしなかったり、いつわりの申告をして不正な
ほうほう ふ じ ょ ひ じゅきゅう ばあい ばつ
方法で扶助費を受給した場合。(罰せられることがあります)

II 資産がありながら保護を受けた場合。

i 急病にかかるなど急迫した事情にある場合。一定期間を経なければ
きゅうびょう きゅうはく じじょう ばあい いっていき かん へ
ばい しゃく し ょ ぶん し さん も き かん
売却処分ができないような資産を持っているが、その期間
せい かつ こ ま ば あ い
生活に困るような場合。

ii はじめ資力がないと認められた世帯が、あとになって資産があること
し り ゃ く み と せ た い し さん
がわかった場合。

iii 所在のわからなかった扶養義務者がその後わかり、十分な扶養能力
し ょ ざ い ふ よ う ぎ む し ゃ ご じ ゅ う ぶ ん ふ よ う の う り ゃ く
があったと認められるとき。

5. 罰 則

し ゅ う に ゅ う し ん こ く ふ せ い ほ う ほう ほ ご う
収入をいつわって申告したり、不正な方法で保護を受けたときは、すでに
う け た ほ ご ひ へんかん ほ か せい かつ ほ ご ほう けい ほう きてい
受けた保護費を返還しなければいけない他、生活保護法または刑法の規定
し ょ ば つ
により処罰されることがあります。

6. 保護費の支給について

まい つ き い つ か き ゅ う じ つ ば あ い ぜん じ つ ほ ご ひ し き ゅ う
毎月5日(休日の場合はその前日)に保護費を支給します。

7. 介護を受けるときは

65さい以上の高齢者、または40さい以上65さい未満の人で「脳血管疾患」などの病気(特定疾病)が原因で、自力で生活を維持することが困難な場合は、介護保険サービスを利用することができる可能性があるので、担当者に相談してください。



8. 医療を受けるときは

病気やけがをしたとき、保険適用内の治療については原則自己負担なく受診することができます。病院に行く前には必ず福祉事務所もしくは最寄りの支所へ申請し、医療券を受取り、病院の窓口へ提出してください。また、治療材料や施術、通院移送費も要件により支給可能なものがあります。休日や夜間、急病などでやむを得ず申請できないときは、後で速やかに届けてください。

・医療機関へ行くときは、生活保護法の指定医療機関で受診してください。

(指定になっていない医療機関を受診したときは、医療費を請求されます。)

・病院のかかり方などが不適切と思われる場合は、家庭訪問や電話などで指導させていただくことがあります。また、医療機関や調剤薬局へ直接問い合わせることもあります。



9. 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用をお願いします

後発医薬品(ジェネリック医薬品)は、先発医薬品と同じ有効成分を同じ量含む薬です。品質や効き目、安全性が同等であることが厳正に審査されたものですので安心して使用することができます。医師が後発医薬品を使用することができるものと認められたものについては、原則使用してください。

10. さまざまな相談のときは

保護開始後、ケースワーカーと呼ばれる担当員が家庭訪問などをして、生活状況などをお聞きしたりその世帯の自立を阻んでいる阻害要因を解消していくために、いろいろな援助をおこなって行きますので遠慮なく相談してください。またそれぞれの地域には民生委員さんがいます。保護を受けている方々の良き相談相手として、必要な助言をおこなってくれます。

お問い合わせ窓口

担当課	住所 電話番号
紀の川市役所 福祉事務所 社会福祉課	紀の川市西大井338 0736-77-2511(代表)
紀の川市役所 粉河支所	紀の川市粉河580 0736-73-3311(代表)
紀の川市役所 那賀支所	紀の川市名手市場144-1 0736-75-3111(代表)
紀の川市役所 桃山支所	紀の川市桃山町元376 0736-66-1100(代表)
紀の川市役所 貴志川支所	紀の川市貴志川町神戸331 0736-64-2525(代表)

